

# 宇陀市行政改革大綱実施計画 成果報告書

(第1次宇陀市行政改革における4年間の成果)

平成22年11月

宇 陀 市

## 宇陀市行政改革大綱 実施計画による成果報告

|                     |                  |   |
|---------------------|------------------|---|
| はじめに                | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 1. 宇陀市の現状           | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2. 宇陀市の行政改革の進捗状況の概要 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |

## はじめに

この実施計画による成果報告は、平成 18 年 12 月に策定した「宇陀市行政改革大綱」をもとに、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 ヶ年を対象とした「宇陀市行政改革実施計画」に示した内容について、平成 21 年度までに取り組んだ成果をまとめたものです。

行政改革大綱に沿った（１）事務事業の見直し（２）組織・機構の改革（３）財政の健全化（４）定員の適正化と給与の適正化（５）住民の協働と行政サービスの向上、（６）職員の意識改革という 6 つの重点項目のそれぞれについて、いつ、何を、どのようにするのかを計画に基づいて実施してきました。

主要なものとして、現行計画事業の見直し、各種単独補助金の見直し、組織機構の見直し、公有財産の売却、受益者負担の見直し、区長制度の廃止、普通会計職員数の削減、特別職の給料の削減、管理職手当の削減、職員給料の削減等に取り組んできました。

その結果、当初行政改革大綱においては、平成 21 年度の 4 ヶ年までに約 26 億円の行政改革の効果を目標としておりましたが、平成 21 年度決算が確定し約 26 億 8,000 万円の効果を捻出することができました。

また平成 21 年度普通会計の決算においては 3 億 10 百万円の黒字決算となりました。

### 行政改革による効果額実績額

（ 単位：千円 ）

| 年度<br>項 目         | H18 年度<br>(実績) | H19 年度<br>(実績) | H20 年度<br>(実績) | H21 年度<br>(実績) | 計         |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 事務事業の見直し          | 600            | 309,500        | 398,500        | 310,300        | 1,018,900 |
| 組織・機構の改革          | 0              | 3,900          | 16,200         | 6,800          | 26,900    |
| 財政の健全化            | 42,100         | 217,900        | 241,400        | 295,000        | 796,400   |
| 定員の適正化と<br>給与の適正化 | 7,000          | 60,900         | 546,500        | 223,500        | 837,900   |
| 年度別効果額            | 49,700         | 592,200        | 1,202,600      | 835,600        | 2,680,100 |

（※ 参考 上記の定員の適正化と給与の適正化の効果額には、人事院勧告による約 63,000 千円の削減額は含んでいません。）

## 1. 宇陀市の現状

現在、国や地方において経済状況の悪化、少子高齢化社会の到来、地方分権の推進、市民ニーズの多様化、雇用の減少など社会情勢が大きく変化している中で、宇陀市の財政は依然として改善されたとはいえる状況にはありません。

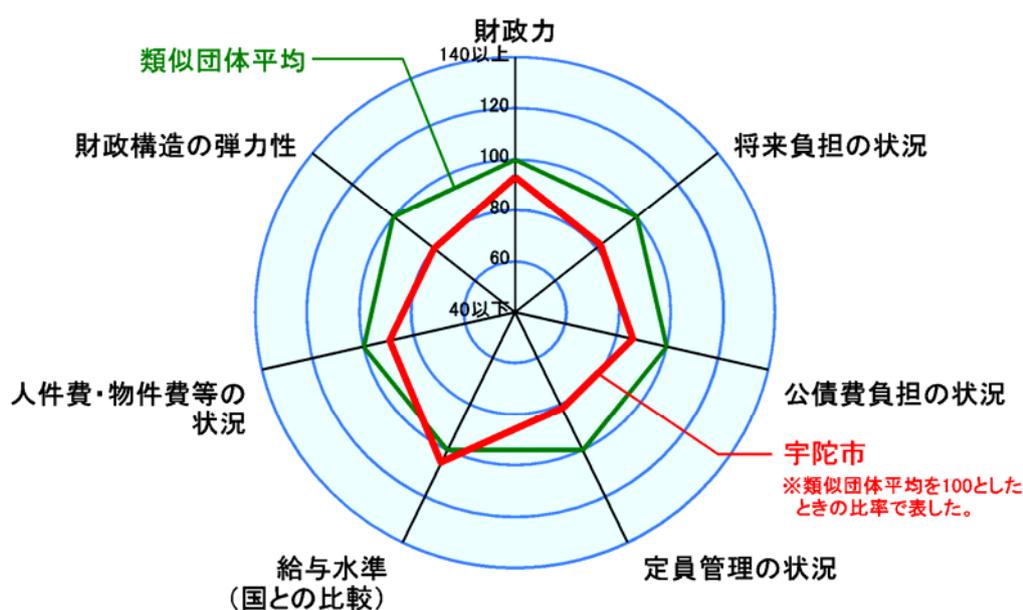
下記の市町村財政比較分析表は、現在の宇陀市の行財政運営状況のうち、特に財政面で類似団体との比較をわかりやすく示したものです。

表 1：宇陀市と類似団体との財政比較分析表（平成 20 年度普通会計決算）

（総務省ホームページ「地方財政の状況／財政比較分析表」より引用）

| 項目               | 指標値                         | 類似<br>団体内<br>順位 | 宇陀市     | 類似団体    |        |         | 参考<br>H21<br>年度 |
|------------------|-----------------------------|-----------------|---------|---------|--------|---------|-----------------|
|                  |                             |                 |         | 平均      | 最高     | 最低      |                 |
| 財政力              | 財政力指数                       | 93/129          | 0.36    | 0.46    | 1.07   | 0.21    | 0.35            |
| 財政構造の弾力性         | 経常収支比率(%)                   | 127/129         | 102.3   | 92.8    | 82.9   | 106.5   | 99.5            |
| 人件費・物件費等の<br>適正度 | 人口 1 人当たり人件費・物件費<br>等決算額(円) | 106/129         | 166,775 | 132,816 | 78,502 | 236,922 | 166,855         |
| 給与水準の適正度         | ラスパイレス指数(国との比較)             | 34/129          | 93.7    | 95.6    | 68.8   | 102.1   | 93.7            |
| 将来負担の健全度         | 将来負担比率(%)                   | 121/129         | 249.6   | 142.4   | 7.4    | 1164.0  | 227.8           |
| 公債費負担の健全度        | 実質公債費比率(%)                  | 115/129         | 21.5    | 16.4    | 6.9    | 42.1    | 21.3            |
| 定員管理の適正度         | 人口 1,000 人当たり職員数(人)         | 118/129         | 13.8    | 9.50    | 4.72   | 16.27   | 13.8            |

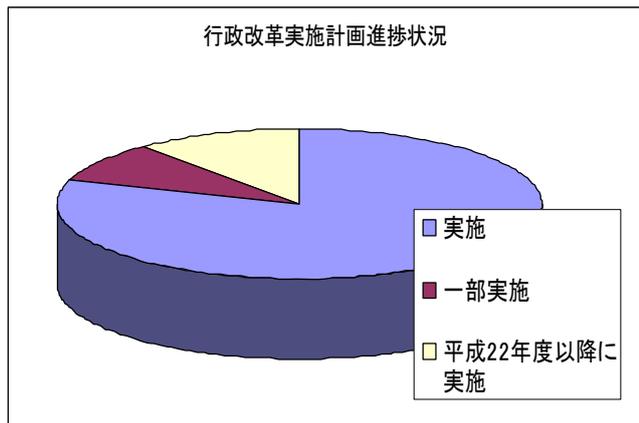
【表 1-図】：類似団体の平均値を 100 としたときの宇陀市の指数（総務省公表資料）



左記が、類似団体と比較した本市の現状ですが、給与水準を除いては類似団体の平均値を下回っており、適正度に欠けています。

宇陀市においては、合併による地方交付税の加算はあるものの、主要な財源である地方交付税の動向に左右される状況は変わらず、財政は引き続き緊迫した状況が続くものと考えております。

## 2. 宇陀市の行政改革の4年間の成果の概要



| 全項目数 | 項目数 | 現状          |
|------|-----|-------------|
| 90   | 72  | 実施済         |
|      | 8   | 一部実施済       |
|      | 10  | 平成22年度以降に実施 |

上記の円グラフは90項目ある行政改革実施計画の具体的な内容について平成21年度末現在での進捗状況を示したものです。90項目中、実施済み又は一部実施済の内容が80項目に達しています。

主要な内容について6つの重点項目ごとに検証していきます。

なお、行政改革削減効果額は平成18年度決算数値を基準としており、各年度の決算との比較となります。また参考までに各項目の後ろに4年間の主な取組の効果額を示しております。

### ① 事務事業の見直し

- ・ 普通建設事業（一般財源分）の見直し（約43,000千円）
- ・ 備品購入費の削減（約12,000千円）
- ・ 需用費の削減（約196,000千円）
- ・ 委託料の削減（約146,000千円）
- ・ 各種補助金の削減（約280,000千円）
- ・ 高齢者無料入浴事業の廃止（約83,000千円）

（単位：千円）

| 事務事業<br>の見直し |         | 平成18年度 | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  | 合計        |
|--------------|---------|--------|---------|---------|---------|-----------|
|              | 当初計画効果額 | 700    | 292,000 | 249,000 | 251,000 | 792,700   |
|              | 実績効果額   | 600    | 309,500 | 398,500 | 310,300 | 1,018,900 |
|              | 差額      | △100   | 17,500  | 149,500 | 59,300  | 226,200   |

② 組織・機構の改革

- ・給食センターを4箇所から2箇所に統合（平成22年9月より1箇所に統合）（約20,000千円）
- ・保健センター事務所の統合
- ・消防団組織の見直し（約6,000千円）

（単位：千円）

|              |         | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度  | 合計      |
|--------------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 組織・機構<br>の改革 | 当初計画効果額 | 0      | 3,000  | 24,000 | 49,000  | 76,000  |
|              | 実績効果額   | 0      | 3,900  | 16,200 | 6,800   | 26,900  |
|              | 差額      | 0      | 900    | △7,800 | △42,200 | △49,100 |

③ 財政の健全化

- ・市有財産の売却（約138,000千円）
- ・滞納整理本部の設置による市税・使用料の徴収強化（約38,000千円）
- ・各種手数料・使用料の見直し（約5,800千円）
- ・ホームページ、広報紙、自主放送、窓口封筒等への有料広告の掲載（約7,700千円）
- ・事務等の経費の削減（再掲）（約88,000千円）
- ・地方債の借換えの実施（約582,000千円）

（単位：千円）

|            |         | 平成18年度 | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度   | 合計        |
|------------|---------|--------|---------|---------|----------|-----------|
| 財政の<br>健全化 | 当初計画効果額 | 36,000 | 313,000 | 252,000 | 428,000  | 1,029,000 |
|            | 実績効果額   | 42,100 | 217,900 | 241,400 | 295,000  | 796,400   |
|            | 差額      | 6,100  | △95,100 | △10,600 | △133,000 | △232,600  |

④ 定員の適正化と給与の適正化

- ・勧奨退職制度の見直し・・・59歳勧奨退職制度を58歳に引き下げ（約225,700千円）
- ・区長制度の廃止・・・平成20年7月31日付け廃止（約61,000千円）
- ・特別職の給料削減・・・市長15%、副市長10%、教育長10%、区長5%（約10,500千円）
- ・管理職手当の削減・・・30%削減（約145,000千円）
- ・職員給料の削減・・・5%削減（338,000千円）
- ・各種委員報酬の削減・・・月額報酬：5%削減（約4,200千円）

日額報酬：4時間超の会議：全日当、4時間以内1/2日当

（単位：千円）

|                           |         | 平成18年度 | 平成19年度   | 平成20年度  | 平成21年度  | 合計      |
|---------------------------|---------|--------|----------|---------|---------|---------|
| 定員の適<br>正化と給<br>与の適正<br>化 | 当初計画効果額 | 7,000  | 197,000  | 255,000 | 278,000 | 737,000 |
|                           | 実績効果額   | 7,000  | 60,900   | 546,500 | 223,500 | 837,900 |
|                           | 差額      | 0      | △136,100 | 291,500 | △54,500 | 100,900 |

【宇陀市普通会計職員数】

| 部門 | 職 員 数（単位：人） |           |           |           |           |           |     |         |
|----|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|---------|
|    |             | H18, 4, 1 | H19, 4, 1 | H20, 4, 1 | H21, 4, 1 | H22, 4, 1 | 増減数 | 増減率 (%) |
| 普通 | 当 初         | 562       | —————→    |           |           | 505       | △57 | △10.1   |
| 会計 | 実 績         | 562       | 547       | 518       | 503       | 479       | △83 | △14.8   |

当初実施計画においては、平成 18 年 4 月 1 日現在 562 名の職員数を平成 22 年 4 月 1 日までに 57 名削減し 505 名の職員数を目指していたところですが、58 歳勸奨退職制度の導入により平成 22 年 4 月 1 日現在で 479 人までに削減することができ、計画以上の効果を達成できました。

⑤ 住民協働と行政サービスの向上

- ・パブリックコメント（市民の声）を積極的に取り入れるため、市民憲章、花鳥木、キャラクター、ロゴマークについて公募し決定しました。
- ・広報、ホームページ、自主放送を活用し宇陀市の行政情報の共有に努めました。

⑥ 職員の意識改革

- ・研修制度を活用し、職員の政策形成能力や創造的能力の強化に努めました。
- ・積極的に地域の活動に参加し、市民との対話を深め、行政と市民、地域の役割を確認し、住民協働社会の構築に努めました。

以上のように、市民の方々に多大なご協力をいただき、大綱及び実施計画で示した課題をこの 4 年間で達成して参りました。しかし宇陀市の財政は未だ安定したわけではなく、市立病院の建設や宇陀川浄化センターの県からの移管など課題は多く、今後も継続して第 2 次行政改革大綱実施計画に基づき新たな取り組みを進めていく必要があります。

## 《用語説明》

### ①普通会計

総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して自治体どうしが容易に財政比較できるように考えられた統計上の会計区分です。宇陀市では一般会計と住宅新築資金等貸付事業、霊苑事業、歯科診療所事業、土地取得事業の4つの特別会計を統合し純計したものをいう。また純計とは各会計間で繰り入れ、繰り出しなどお金の移動を行っている場合、これを単純に合計すると、繰り入れ、繰り出した額だけ規模が大きくなるので、この重複した分のお金の額を除いて合算することをいう。

### ②地方分権

「中央集権」の反対語としてできるだけ多くの権限を地方に分散すること。地方分権推進法においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力することを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされている。

### ③財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値である基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値が1以上の団体は、通常、普通交付税の不交付団体となり、合理的かつ妥当な水準での行政を行うための一般財源所要額は、当該団体の税収で賄える団体であるから、財政力指数が1以上の団体は、極めて財政力の強い団体といえることとなる。

### ④経常収支比率

地方公共団体の経常的経費（人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費等及び公債費などのうち臨時的なものを除いた経費）のために、経常一般財源（普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの）がどれだけ充用されたかを示す比率をパーセントで表したものである。

## ⑤ 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することが出来るよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分かれており、普通交付税は地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算出したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される。一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものである。

## ⑥ 需用費

地方公共団体の事務の執行上必要とされる物品の購入、取得及び修理等に要する経費で、一度の使用でその本来の効力を失うもの及び数年度にわたり使用し得るものではあるが、備品の程度に至らないもの等の取得に要する経費がこれに含まれる。消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等をいう。

## ⑦ 公債費

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいう。

## ⑧ パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。